

社会人新能力構築支援教育プログラム実施要項

制定 平成30年 1月17日

改正 令和 5年 1月18日

常 務 委 員 会

(目的)

第1条 この要項は、わが国の産業の進展に資するため、民間会社等の現職技術者及び研究者並びに一般社会人に対し、東京大学生産技術研究所（以下「本所」という。）における研修の機会を与え、その能力のいっそうの向上を図るための社会人新能力構築支援教育プログラム（英文名称：New Expertise Training Program）（以下「NExT 教育プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教育プログラム)

第2条 NExT 教育プログラムに、以下の教育プログラムを設置する。

(1) 研究コース

(2) デザインスクール

2 前項の各教育プログラムの取り扱いについては、別に定める。

(研修者の決定方法等)

第3条 NExT 教育プログラムでの研修を希望する場合には、所定の期日までに申請を行う。申請方法については、各教育プログラムごとに別に定める。

2 NExT 教育プログラムの研修者の審査、受入の決定は、教育・学務委員会により行い、その結果を常務委員会に報告する。

3 受入が決定した者の身分は、NExT 研修員とする。

(施設及び設備等の利用)

第4条 所長は、NExT 研修員の研修活動のため必要とする施設及び設備等を使用できるよう配慮するものとする。

(研修料)

第5条 NExT 研修員は、所定の期日までに、研修料を納付しなければならない。

2 研修料は、別表のとおりとする。

3 NExT 研修員が研修を中断したときは、原則として既納の研修料は返還しない。

4 受入期間の延長が認められた場合の研修料は、第2項に準じるものとする。

5 NExT 研修員が実験を希望する場合、その経費は研修料とは別に NExT 研修員負担とすることがある。

6 NExT 研修員が研修の一環として出張する場合、その経費は原則、NExT 研修員負担とする。

7 研修料は、NExT 教育プログラム実施に要する直接経費及び研究支援経費に充てるものとし、NExT 教育プログラム実施のために取得した設備等は、本所に帰属する。

(修了)

第6条 所長は、NExT 教育プログラムを修了した者に修了証書を授与する。

- 2 NExT 研修員の修了審査については、各教育プログラムごとに別に定める。
- 3 修了の認定は、教育・学務委員会が行い、その結果を常務委員会に報告する。
- 4 修了証書は、別紙様式1のとおりとする。

(保険)

第7条 NExT 研修員は本所の普通傷害保険に本所負担により加入する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年1月17日から施行する。
- 2 社会人新能力構築支援プログラム実施要項（平成23年3月16日制定）、社会人新能力構築支援プログラム実施要項運用内規（平成23年3月16日制定）、社会人新能力構築支援プログラム受講料に関する申し合わせ（平成23年3月16日制定）及び社会人新能力構築支援プログラム修了証書の様式について（平成24年9月27日制定）は平成30年3月31日を以て廃止する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表

<研究コース>

区 分	受入期間	研修料
長 期	6 か月を超えて1年以内	2,000,000 円
短 期	6 か月	1,000,000 円

※研修料は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

<デザインスクール>

受入期間	研修料
4 か月	1,500,000 円

※研修料は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

(別紙様式1)

第 号

修 了 証 書

氏 名 殿

あなたは 東京大学生産技術研究所における
社会人新能力構築支援教育プログラム<研究コース>
<デザインスクール>を修め
所期の目的を達成されたことを認めここに
修了証書を授与いたします

年 月 日

東京大学生産技術研究所

所長 氏

名 印